

戦略・施策・事業評価制度の概要

秋田県商工会連合会
平成30年12月12日制定実施要領より

商工会創生プランに係る戦略・施策・事業評価の実施

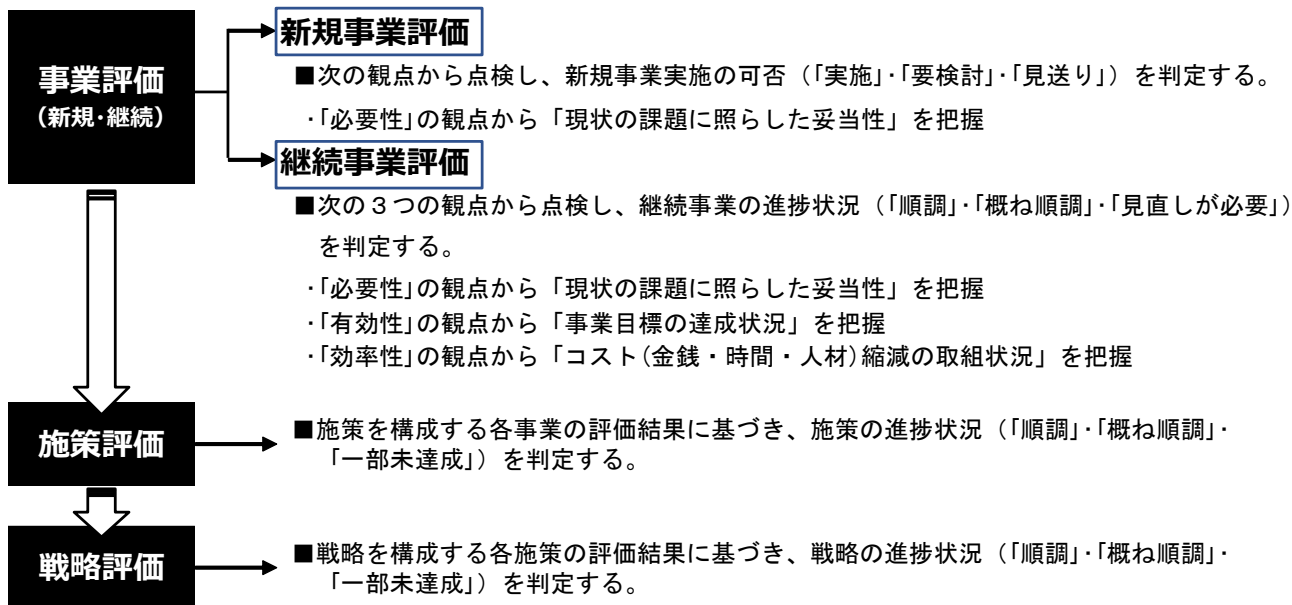
1 評価の目的

- ・ 成果を重視した目標管理型の組織運営を強化する。
- ・ プランに掲げる戦略、施策、事業について一定の基準に照らして客観的な点検を行い、その結果を踏まえて今後の取組に反映させる。→P(計画)D(実行)C(点検)A(改善)サイクルを回す。
- ・ 環境変化が著しい中でも常に見直しと改善を行ない、プランの着実な推進と事業者サービスの一層の拡充につなげる。

2 評価の基本的な進め方 ※毎年度実施



3 評価の種類及び構成と判定



4 個別の評価結果の反映

- ・ 戦略評価の結果は、プラン全体の方向性や今後の展開を検証する材料とする。
- ・ 施策評価の結果は、今後の施策の推進方策に反映させる。
- ・ 新規事業評価の結果を踏まえて事業実施を判断する。
- ・ 継続事業評価の結果は、当該年度の事業推進に活用するとともに、当該年度への反映が困難な場合には次年度事業の企画・立案に活用する。

5 評価委員会の設置

委員会を設置し、評価結果について公正に審議を受けるものとする。なお、商工会においては、特別の事情があるときは、理事会等を評価委員会に替え、審議することができる。

①委員会の役割

- ・戦略・施策・事業に関する評価結果の妥当性・客観性を点検する。

②委員の構成

- ・県連合会においては県や関係機関など10名以内で構成する。
- ・商工会においては県連合会の構成を参考にしながら、地域の事情に応じて構成する。

6 評価結果の公表

評価結果については、公表・発信することで商工会活動への理解を深め、商工会の存在意義を高めることにつなげるため、分かりやすい形で公表する。

7 実施時期及び評価スケジュール

令和元年度から本格導入し、次のスケジュールを基本に評価を実施する。

<評価スケジュール>

- 4月～5月 ・評価体系表を作成し、対象となる事業を確定する
・事業評価→施策評価→戦略評価の順でシートを作成し、評価を実施する
- 6月～8月 評価結果について評価委員会等で審議する
- 9月 県連合会及び21商工会の評価結果を公表する

8 評価実施上の留意事項

①県連合会に対する実績等の報告

- ・必要に応じて実績を県連合会で取りまとめることから、商工会の事務局総轄者は県連合会に対し、数値・成果等の実績を報告するものとする。

②評価情報の有効活用

- ・中間及び全期監査並びに通常総(代)会等での事業報告(各種実績の集計・整理等含む)においては、事務の効率性の観点等から資料等の基本的な構成は、本制度と整合性をとるよう努めるものとする。
- ・評価結果だけでなく、評価に関連する各種情報については積極的に発信していくものとする。また、総(代)会等においても情報提供に努めるものとする。

③評価制度の改善

- ・より実行性の高い的確な評価を実施するため、評価手法について、制度の実施・運用実績等を踏まえ、評価の観点や基準の見直しなど必要な改善を行なうものとする。